

この書面は「三井ダイレクト 総合自動車保険」についての重要なことがらを記載したものです。 ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「≪ 1 ≫契約概要」に、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を「≪ 2 ≫注意喚起情報」に、また、これら以外の重要な事項を「≪ 3 ≫ その他の事項」にそれぞれ記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。 なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。 ご不明な点については、当社お客さまセンターまでお問い合わせください。 特約をご参照ください。ご不明な点については、当社お客さまセンターまでお問い合わせください。 ご契約者と記名被保険者が異なる場合は、この書面に記載の内容について、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

商品の仕組みや引受条件など、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。 ≪1≫契約概要 ...P. 2

≪2≫注意喚起情報 ···P. 5 保険金をお支払いできない主な場合など、ご契約者にとって不利益になる事項などを記載しています。

《3》その他の事項 …P.8 お支払いする保険金やその額など、その他のご確認いただきたい事項を記載しています。

アイコンのご説明

この重要事項説明書で使用しておりますアイコンについてご説明いたします。

(Check!) ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項となりますので、内容を十分ご確認ください。

重複

補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の一部重複が生じることがあります。詳細は8ページ(≪3≫その他の事項【9】補償の 重複について)をご参照ください。

保険用語のご説明

この重要事項説明書で使用しております用語についてご説明いたします。なお、この「保険用語のご説明」に記載している内容は、保険用語についての一般

	用語	│
ち	相手を確認できる他の車	登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名が確認できた車(原動機付自転車を含みます。)のことをいいます。
	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	逸失利益	事故がなければ得られたはずの将来(死亡後または症状固定後)の利益をいいます。
)/	解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。
	家族	「記名被保険者の配偶者」「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の表にいいます。
	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。 (例) ガソリン、灯油、軽油、重油
	記名被保険者	ご契約のお車を主に運転される方で、保険証券記載(※)の被保険者をいいます。
	原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が 125cc 以下(原動機の総排気量が 50cc 超 125cc 以下の側車付二輪自動車は除きます。)たは定格出力が 1.00 キロワット以下のものをいい、その他のものの場合は原動機の総排気量が 50cc 以下または定格出力が 0.1キロワット以下のものをいいます。
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な 害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付ける 足りる 医学的他覚所見 のないものを除きます。
	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となるお車(被保険自動車)のことをいい、保険証券に明記(※)されます。
5	始期日	保険期間の初日をいいます。
	事故有係数適用期間	//ンフリート等級制度における等級別の「無事故」/「事故有」の割増引率のうち「事故有」の割増引率を適用する期間(始日時点における残り年数)(注)のごとをいいます。 (注)ご契約の始期日が2014年4月1日以降の場合で、事故有係数適用期間が0年のときは、「無事故」の割増引率を適用しまっ
	初度登録年月	(注) こ 契約の
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	自家用6車種	用途・車種 が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、自家 普通貨物車(最大積載量 0.5 トン以下)に該当する自動車をいいます。
	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(自賠責保険)または責任共済(自賠責共済)をいいます。
	前契約	新契約の始期日から過去 13 ヶ月以内に 記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者 または 記名被保険者の配偶者 と居の親族の方が契約していた、 記名被保険者 またはお車を同一(注)とする自動車保険の契約で、まだ、どのお車にも ノンフリト等級 を引き継いでいない契約をいいます。 (注) 記名被保険者 については、所定の変更がある場合も含みます。また、お車については、その 用途・車種 の変更が当社の引受け対象車種である 自家用6車種 内の変更となる場合を含みます。
	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。
_	治療	医師による治療をいいます。ただし、 被保険者 が医師である場合は、 被保険者 以外の医師による治療をいいます。
	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ŀ	入院	治療 が必要な場合において、自宅等での 治療 が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において 治療 に専念ることをいいます。
	ノンフリート契約	所有・使用するお車・バイクのうち、自動車保険をご契約されているお車・バイクの合計台数が9台以下の 保険契約者 が終するご契約をいいます。
	ノンフリート等級	ノンフリート契約者の方に適用する保険料割増引制度で、1 等級から 20 等級までの等級区分に分かれています。ノンフリー等級は、他の損害保険会社や JA 共済等からも引き継ぐことができます。
Ţ	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(内縁)を含みます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載(※)の保険期間をいいます。
	保険金	普通保険約款 および保険契約にセットされる 特約 により支払われるべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載(※)の保険金額をいいま
	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、 保険料 の支払義務を負う方をいいます。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ŧ	満期日	保険期間の末日をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
	申込書類等	当社Webサイトの契約画面または申込書兼確認書、継続のご案内もしくは継続見積書をいいます。
Þ	用途・車種	登録番号標等(ナンバープレート)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽匹乗用車、自家用軽匹輪貨物車、自家用小型貨物車(注)、自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン以下)(注)、自家用普通貨物車(大積載量 0.5 トン超 2 トン以下)(注)、特種用途自動車(キャンピング車)の区分をいいます。 (注)自家用小型貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン超 2 トン以

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。 ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

商品の仕組みおよび引受条件等

"の保険は「総合自動車保険**」普通保険約款**および**特約**に基づいています。

1. 商品の仕組み

.井ダイレクト損保の自動車保険は「相手方への補償」、「ご自身の補償」、「お車の補償」により構成されています。「相手方への補償」に、お客さまのニー 合わせて必要な補償を組み合わせてお選びいただくことができます。なお、これら主な補償種類とは別に、任意でセットできる特約をご用意しております

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。詳細については普通保険約款・特約でご確認ください。

■相手方への補償

対人賠償保険 ※自動セット **ご契約のお車**を運転中等の事故により、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者の方 1 名ごとに**自賠責保険等**の補償額を超える部分に対し、**保険金**をお支払いします。

対物賠償保険 ※自動セット

人身傷害

ご契約のお車を運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、 法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金を制 支払いします。

■ご自身の補償

重複

自動車事故により、**記名被保険者**またはそのご**家族**の方、ご契約のお車に搭乗中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対して保険金を お支払いします。

(注 1)「他人のお車」とは、**記名被保険者**またはそのご**家族**の方が所有または常時使用するお車以外のお車のうち、**用途・車種**が**自家用 6 車種**、自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。また、**被保険者**の使用者の所有するお車をその使用者の業務のために運転する場合は対象外となりますのでご注意ください。 (注 2) バス、タクシーを運転中の事故は除きます。 (注 3) 「歩行中等の自動車事故」とは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。

_____ 自動車事故により、**ご契約のお車**に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で**保険金**をお支払いします。 搭乗者傷害保険

無保険車と衝突した場合などで、 記名被保険者またはそのご家族の方、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡された場合または後遺障害を被った 無保険車傷害特約 ※自動セット 場合に、**保険金**をお支払いします。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。

運転者自身が起こした事故など**自賠責保険等**の補償の対象とならない事故によって、車両所有者の方や**ご契約のお車**に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で**保険金**をお支払いします。 自損事故傷害特約 ※人身傷害保険をセットしない場合にお選びいただくことができます。

■お車の補償

車両保険

Check!

偶然な事故により、**ご契約のお車**が損害を被った場合に、**保険金**をお支払いします。

事由	一般タイプ	限定タイプ	
火災·爆発、台風、洪水、高潮	0	0	(注1) 等へ(
盗難、落書、いたずら、飛来中・落下中の他物との衝突	0	0	すべいなど
他の車(原動機付自転車 を含む。)との衝突・接触	0	\triangle	(注2) 有者(
他の車(原動機付自転車 を含む。)以外との衝突・接触(注1)	0	×	1910
あて逃げ	0	×	
	注2) できた	場合のみ補償	されます

(注1) 車庫入れの大阪、 等への衝突・接触、歩行者・自転車といすいなどをいいます。 (注2) 登録番号等およびその運転者または所 有者の住所・氏名の確認をいいます。

また、**上記の保険金とは別に、補償種類によっては事故によって発生する様々な費用をカバーする費用保険金などを付随してお支払いします**。費用保険金の 詳細は、**普通保険約款・特約**の「費用」「・・費用保険金」等の項目に記載しておりますのでご参照ください。なお、それら付随的な**保険金**を含め、お支払い する**保険金**については「≪3≫その他の事項【10】お支払いする保険金とその額について」をご参照ください。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いできません。その他の保険金をお支払いできない主な場合については「≪2≫注意喚起情報【6】 保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載しておりますので、 ご参照ください。

ご契約のお車を運転中の方、その父母・配偶者・子が死傷した場合の損害 など 対人賠償保険 対物賠償保険 ご契約のお車を運転中の方、 その父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害 など

人身傷害保険 搭乗者傷害保険 酒気を帯びた状態等でお車を運転中に運転者本人が被った損害、闘争行為によりその本人に生じた損害 など

酒気を帯びた状態等でお車を運転中の損害、 イヤの単独損害 など 地震・噴火・津波によって生じた損害、ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗、故障損害、 車両保険

4. 補償される運転者の範囲について Check!

(1) 運転者年齢条件

プ屋報号 1 中部末げ 運転者年齢条件が適用される方(注)のうち、**ご契約のお車**を運転される最も若い方の年齢に応じて、運転者の年齢条件を設定いただけます。**年齢条件を充 たさない方が運転中の事故は保険金をお支払いできません**。なお、運転される最も若い方が**記名被保険者**の同居のお子さまなどの場合には、子供年齢限定特 約をセットすることをおすすめしています(「≪3≫その他の事項【4】子供年齢限定特約について」をご参照ください)。

運転される方の年齢 年齢条件	20 歳 以下	21 歳~ 25 歳	26 歳~ 29 歳	30 歳~ 34 歳	35 歳 以上
年齢を問わず補償	0	0	0	0	0
21 歳以上補償	×	0	0	0	0
26 歳以上補償	×	×	0	0	0
30 歳以上補償	×	×	×	0	0
35 歳以上補償	×	×	×	×	0

○:補償されます ×:補償されません

主)運転者年齢条件が適用される方は下記 (a) ~ (d) のとおりです。 下記 (a) ~ (d) 以外の方(友人・知人、別居の親族、別居の未婚の 子など)は、設定した運転者年齢条件にかかわらず補償されます。 (a) **記名被保険者** (b) **記名被保険者の配偶者** (c) **記名被保険者**またはその**配偶者**の同居の親族 (d)(a) ~ (c) までのいずれかに該当する方の業務に従事中の使用人

(2) 運転者家族限定特約(家族限定割引)、運転者本人・配偶者限定特約(本人・配偶者限定割引)、運転者本人限定特約(本人限定割引) 運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約または運転者本人限定特約をセットいただき、補償の対象となる運転者を限定するこ とにより保険料を安

() 4666 (6.00)				
運転される方 セットする特約	(1) 記名被保険者	(2) 記名被保険者の配偶者	(3) 記名被保険者またはその配偶者の 同居の親族または別居の未婚の子	(4)(1) ~ (3) 以外の方
なし	0	0	0	0
運転者家族限定特約	0	0	0	×
運転者本人·配偶者限定特約	0	0	×	×
運転者本人限定特約	0	×	×	×
			○:補償され	ます ×:補償されません

5. 示談交渉

賠償事故(対人・対物)が起きた場合には、当社は**被保険者**と相手方(被害者)との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての 援助など事故解決のためのお手伝いをします。**被保険者**が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、**被保険者**のお申し出があり、かつ、相手方の 同意が得られて、**被保険者**のおいでは、対象を対し、対象を対象を当社が相手方との示談交渉を当社の費用によりお引き受けします。

[示談交渉を行うことが ・対人事故において、 (でない場合) **ご契約のお車に自賠責保険等**の契約が締結されていない場合

- 2 -

- ・対物事故において、**被保険者**が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合 ・**被保険者**に賠償責任が発生しない被害事故の場合 ・**被保険者**が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合 ・相手方が当社との交渉に同意されない場合

6. 主な特約およびその概要

保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約と任意にセットできる特約があります。詳細については**普通保険約款・特約**でご確認ください。

搭乗中のみ補償特約 (人身傷害に関する被保険 自動車搭乗中のみ補償特約) 人身傷害保険にこの特約をセットすると、補償範囲が**ご契約のお車**に搭乗中の方のみに限定されるく搭乗中のみタイプ> となり、**保険料**がお安くなります。これにより、お車を2台以上お持ちの方は、1台を除いてこの特約をセットすること で、**ご契約のお車**に搭乗中以外の自動車事故について補償の重複を避けることができます。 車両保険にこの特約をセットすると、車両保険が、単独事故および相手の車を確認できない事故を補償の対象外とする **<限定タイプ>**となります。この特約をセットする場合、この特約をセットしない**<一般タイプ>**と比べて補償範囲は狭 車両危険限定補償特約 **、阪佐ノーノノ**となります。この行利をし くなりますが、**保険料**がお安くなります。 この特約をセットしたご契約の場合、車両保険の1回目の請求事故であり、かつ、**相手を確認できる他の車**との衝突・接 触事故である場合に限り、車両保険の**免責金額**がゼロとなります。この特約は1回目の事故時5万円、2回目以降の事故 時10万円の**免責金額**のタイプに限りセットすることができます。 車対車免責ゼロ特約 (車両保険の免責金額に関する特約) 記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用(注)について、実際に負担された金額をお支払いします(ただし、1 事故につき被保険者1名ごとに300万円限度)。また、法律相談費用についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。
(注)弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用等をいいます。 重複 弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士費用等補償特約)

他車運転特約 (他車運転危険補償特約) ※自動セット

記名被保険者またはその**ご家族**の方が他人の自動車を臨時に借りて運転した際に生じた賠償事故(対人・対物)、自損事 故傷害事故または車両事故について、**ご契約のお車**の賠償保険(対人・対物)、自損事故傷害特約または車両保険の規定 を適用して、借りた自動車の自動車保険に優先して**保険金**をお支払いします。

原付特約 「賠償タイプ」 「賠償・自損傷害タイプ」 「賠償・人身傷害タイプ」 (原動機付自転車に関する「賠償損害」 「賠償損害・自損傷害」「賠償損害・人 身傷害」補償特約) 「賠償損害」

記名被保険者またはそのご家族の方が原動機付自転車(借用車も対象。以下同様とします。)を所有・使用・管理しているときに生じた賠償事故(対人・対物)、または原動機付自転車に搭乗中に生じた自損事故傷害事故もしくは人身傷害事故につき、それぞれのタイプに応じて**ご契約のお車**の賠償保険(対人・対物)・自損事故傷害特約・人身傷害保険の規定を適用して**保険金**をお支払いします。

e サービス(証券不発行)特約 (保険証券の不発行に関する特約)

この特約をセットすると、保険証券が発行されず**保険料**がお安くなります。

この保険の**保険期間**は原則 1 年間です。実際にご契約いただくお客さまの**保険期間**につきましては、**申込書類等**にてご確認ください。

8. 引受条件(保険金額等)

(1) 保険金額の設定について 保険金額の設定につきましては、補償種類ごとに金額を決めるものと、既に金額が 合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、 (2) 引受条件 既に金額が決まっているものがあります。 きましては、**申込書類等**にてご確認ください。 詳しくは当社お客さまセンターまでお問い

- (A) 保険契約者について 次のいずれにも該当する方に限ります。 ・日本国内にお住まいの個人の方 ・現在、所有・使用する車のうち、保険を付けているお車またはバイクの合計台数が今回ご契約されるお車を含めて9台以下の方 ・※保険を付けているお車が10台以上になった場合は、解約等の手続きをしていただく場合があります。

※保険を付けているお単か」U 可以上になった物口は、かかまない。 2000年 3) 記名被保険者の選定について 記名被保険者は保険、対物賠償保険、人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。以下(a)~(d)の内、お申込み時に満 18歳以上のご契約のお車を日常主に運転される方をお選びください。(当社Webサイト経由での申込みは(a)~(c)のいずれかの場合に限ります。) (a) 保険契約者本人 (b) 保険契約者の配偶者 (c) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族、保険契約者またはその配偶者の別居の未婚の子

- 成以上のご契約のお車を日常主に運転される方をお選びください。(当社Webサイト経由での申込みは(a)〜(a)保険契約者本人(b)保険契約者の配偶者(c)保険契約者またはその配偶者の同居の親族、保険契約者また(d)その他、保険契約者の6親等以内の個人で)対象のお車(ご契約のお車)について(アリス・車種が自家用6車種であるものが対象となります。主に以下の場合などはお引受けの対象外となります。・改造車、有償で貨物を運ぶ車など・改造車、有償で貨物を運ぶ車など・登録番号標(ナンバーブレート)が白地かつ分類番号の上1桁が「1」「4」の場合でダンブ装置のあるものまた、車名や初度登録年月によって、あるいは車両料率クラス9のお車や車両価額が高額なお車などについてただくことがあります。 ついては、車両保険のお引受けの対象外とさせてい

たたくことかめります。
(D) お車の所有者について
車両保険金を受け取る方は車両所有者になります。車検証の所有者欄をご確認の上、ご契約のお車の所有権を有する方(注)のお名前を申込書類等にご入力またはご記入ください。
(注) 所有権留保条項付売買契約の場合、車検証に記載されている所有者(自動車販売会社等)となります。
(E) お車の使用目的について
ご契約のお車の使用実態・目的に応じて、使用目的が区分され、保険料が異なります。申込書類等に使用目的の区分をご入力またはご記入ください。

【2】保険料

保険料は、適用される**ノンフリート等級・事故有係数適用期間**(ノンフリート等級別割引・割増制度)、お車の種類(型式別料率クラス制度)、**記名被保険者**の年齢、使用目的、お車の**初度登録年月**等によって決定されます。「≪3≫その他の事項」の【6】保険料の算出について、および【7】保険料の割引制度 も併せてご参照ください。また、実際にご契約いただくお客さまの**保険料**につきましては、**申込書類等**にてご確認ください。

1. ノンフリート等級別割引・割増制度

(1) 前契約がなく、初めて自動車保険をご契約される方

7 前叉村がなく、初めく日勤年保険をと交称される7 初めてご契約の始期日に応じて、運転者年齢条件別の下表の6等級の割増引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
2 台目以降のお車について初めてご契約される場合で、セカンドカー割引の適用条件(注)を充たしているときは、7等級となり、ご契約の始期日に応じて、運転者年齢条件別の下表の7等級の割増引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
(注)「≪3 ≫ その他の事項【7】保険料の割引制度 5. セカンドカー割引 をご参照ください。)
当社ドライバー保険の保険契約者の方が、当社で自動車保険を初めてご契約される場合において、一定の条件(注)を充たすときは、その自動車保険契約は7等級となり、ご契約の始期日に応じて、運転者年齢条件別の下表の7等級の割増引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
(注)詳しくは、当社お客さまセンターまでお問い合わせください。
< 2013年4月1日~2014年3月31日始期契約>

	運転者年齢条件 ノンフリート等級		21歳以上補償(注2)	26 歳以上補償(注 2)	30 歳以上補償(注2)	35 歳以上補償(注 2)
割機引索 (注 1)	6等級(注3)	割増 25%(6(A)等級)	割増10%(6(B)等級)	割引5%(6(C)等級)	割引 5% (6(E) 等級)	割引5%(6(G)等級)
割増引率(注1)	7等級	割引 10%(7(A)等級)	割引 15%(7(B)等級)	割引 28% (7(C)等級)	割引 28% (7(E)等級)	割引28%(7(G)等級)

< 2014 年 4 月 1 日以降始期契約> (注 4)

	運転者年齢条件 ノンフリート等級		21 歳以上補償(注 2)	26 歳以上補償(注 2)	30歳以上補償(注2)	35 歳以上補償(注 2)
	6等級	割増 28%(6(A)等級)	割増3%(6(B)等級)	割引9%(6(C)等級)	割引 9% (6 (E) 等級)	割引9%(6(G)等級)
割増引率(注1)	7等級	割増 11%(7(A)等級)	割引11%(7(B)等級)	割引 40%(7(C)等級)	割引 40% (7(E)等級)	割引40%(7(G)等級)

(注 1) 一部の特約については、本割増引率が適用されません。また、「無事故」/「事故有」の区分はありません。なお、実際にご契約いただくお客さまの **保険料**は、本割増引率に加え、その他の要素(「≪ 3 ≫ その他の事項【6】保険料の算出について、【7】保険料の割引制度」ご参照)等により算出されます。 (注 2) 子供年齢限定特約をセットした契約においては、割増引率が異なります。詳しくは、当社お客さまセンターまでお問い合わせください。 (注 3) 事故有係数適用期間が1~6年となる場合は、< 2014 年 4 月 1 日以降始期契約>の割増引率が適用されます。 (注 4) 本割増引率は 2013 年 4 月 1 日現在の等級別料率制度における割増引率であり、将来変更となる場合があります。

(2) 前契約のノンフリート等級を引き継ぎ、ご契約される方

- ②ご契約の始期日が2013年4月1日~2014年3月31日の場合
 下記【ノンフリート等級の決定方法】により継続契約のノンフリート等級が決定され(注1)、〈表①:2013年4月1日~2014年3月31日始期契約〉の
 割増引率が適用されます。
 事故有係数適用期間は、原則、前契約の事故の有無にかかわらず0年(注2)となります。
 ②ご契約の始期日が2014年4月1日以降の場合
 下記【ノンフリート等級の決定方法】および【事故有係数適用期間の決定方法】により、継続契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間が決定されます(注1)。事故有係数適用期間が0年となる場合は、〈表②:2014年4月1日以降始期契約〉の「無事故」の割増引率が適用され、事故有係数適用期間が1~6年となる場合と、〈可期間か1~6年となる場合と、〈可期間か1~6年となる場合と、〈可期間か1~6年となる場合と、公司地では、《表②:2014年4月1日以降始期契約〉の「事故有」の割増引率が適用されます。
 (注1)継続手続後でもノンフリート等級、事故有係数適用期間を修正する場合次の場合には、継続手続後であってもノンフリート等級、事故有係数適用期間を修正する場合次の場合には、継続手続後であってもノンフリート等級、事故有係数適用期間を修正します。なお、ノンフリート等級、事故有係数適用期間の修正によって割増引率が変更となる場合には、保険料を追加請等または還しますので、ごフ承ください。・お見積もりの作成時以降や、ご契約締結から補償開始までの間に事故があった場合・事故として件数に貸入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合(事故件数として数えません。)・前契約の保険期間中に発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合(その事故を前契約の事故として取り扱います。)

- して取り扱います。) **前契約**が解除された場合 等
- 次の場合には、**事故有係数適用期間**が $1\sim6$ 年となり、その期間中は**<表②:2014年4月1日以降始期契約>**の「事故有」の割増引率が適用されます。

前契約の始期日	該当する 前契約	該当する場合
2013年4月1日以降	3 等級ダウン事故または 1 等級ダウン事故があったご契約	左記契約を、 保険期間 の中途で解約(解除された場合を含みます。) し、新たにご契約いただく場合
	3 等級ダウン事故または 1 等級ダウン事故があった 保険期間 が 1 年未満のご契約	左記契約を、 前契約 として継続される場合
2013年3月31日以前	カウント事故があった「 満期日 が 2014 年 4 月 1 日以降となる、 保険期間 が 1 年超のご契約」	左記契約を、 保険期間 の中途で解約(解除された場合を含みます。) し、新たにご契約いただく場合

【ノンフリート等級の決定方法】 前契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、前契約の保険期間が1年のとき(注1)、継続契約のノンフリート等級は次のと おり決定されます。

前契約の事故の区分(注2)	継続契約の ノンフリート等級
無事故/ノーカウント事故のみ	前契約 の等級から「1つ」上がります。
3等級ダウン事故/カウント事故	前契約の等級から事故件数1件につき「3つ」下がります。
1 等級ダウン事故	前契約の等級から事故件数1件につき「1つ」下がります。
等級すえおき事故	前契約 の等級と同一となります。 (前契約 の ノンフリート等級 が6(A)、6(B)、6(C)、6(E)、6(G)の場合は6(F)等級、7(A)、7(B)、7(C)、7(E)、7(G)の場合は7(F)等級となります。)

【事故有係数適用期間の決定方法 (注3)】

が主づく。 **対対的の満期日**または**解約日**の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、**前契約の保険期間**が1年のとき(注1)、継続契約の**事故有係数適用期間**は次の とおり決定されます。

- ○前契約に3等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「1年」を、前契約の事故有係数適用期間に加算します。(注2)
 ○保険期間を満了するごとに、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1年」を減算します。ただし、前契約の事故有係数適用期間が0年の場合は「1年」を減算しません。
- →**事故有係数適用期間**の上限は「6年」とし、下限は「0年」とします。

- - ごれます。 ●継続契約の**始期日**を含めて過去 13 ヶ月以内に**満期日、解約日**または解除日があること 「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用している保険会社または共済とのご契約であること 2013 年 4 月 1 日以降を**始期日**とする契約であること

<表①: 2013 年 4 月 1 日~ 2014 年 3 月 31 日始期契約>			割増制																			
ノンフリート等級		1	2	3	4	5	6 F	7 F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
	割	増引率(%)(注 1) (注 2)	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63
<表②:2014年4月1日以降始期契約> (注3)			割増割引																			
		ノンフリート等級	1	2	3	4	5	6 F	7 F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		始期日 2014年4月1日~2015年3月31日		28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
割増引率	無事故	始期日 2015年4月1日~2016年3月31日	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
(%)(注1)		始期日 2016 年 4 月 1 日~	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有	始期日 2014年4月1日~	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

- (注 1) 一部の特約については、本割増引率が適用されません。また、実際にご契約いただくお客さまの**保険料**は、本割増引率に加え、その他の要素(「≪ 3 ≫ その他の事項【6】保険料の算出について、【7】保険料の割引制度」ご参照)等により算出されます。 (注 2)「無事故」/「事故有」の区分はありません。 (注 3)本割増引率は 2013 年 4 月 1 日現在の等級別料率制度における割増引率であり、将来変更となる場合があります。
- (注3) 本割増引率は2013 年4月1日現在の等級別料率制度における割増引率であり、将来変更となる場合があります。 【等級別料率制度における事故の取扱い】

保険金をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の①~③の区分となります。 等級別料率制度におい

① 3 等級 ダウン事故 / カウント事故(注)	下記の「②1等級ダウン事故/等級すえおき事故」および「③ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。
② 1 等級ダウン事故/ 等級すえおき事故(注)	次の原因による車両保険事故をいいます。 (a) 火災・爆発(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。) (b) 盗難、騒じょう、労働争議 (c) 台風、たつ巻、洪水、高潮 (d) 落書、いたずら(ご契約のお車 の運行によって生じたもの、他の自動車等との衝突・接触により生じたものを除きます。) (e) 窓ガラス破損(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。)(注) (f) 飛来中または落下中の他物(飛び石、落石、ひょう等)との衝突 (g) その他偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。)
③ノーカウント事故	搭乗者傷害保険、人身傷害保険、無保険車傷害特約、弁護士費用補償特約、原付特約、ファミリー傷害特約に係る 保険金 のみお支 払いした事故をいいます。

払いしに事故をいいます。 主)3等級ダウン事故/カウント事故、および1等級ダウン事故/等級すえおき事故の区分は、**保険金**をお支払いする事故があった**前契約の始期日**に応じて 次のとおり取り扱います。 (注)

前契約の始期日	前契約 の事故の区分
2013年4月1日以降	①については「3等級ダウン事故」、②については「1等級ダウン事故」として取り扱います。
2011年7月1日~ 2013年3月31日	①については「カウント事故」、②については「等級すえおき事故」として取り扱います。(②については、飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によって生じた窓ガラス破損も「等級すえおき事故」として取り扱います。)
2011年6月30日以前	当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

- レンタカー費用補償特約、事故付随費用補償特約、身の回り品補償特約、指定修理工場入庫特約については車両保険事故により**ご契約のお車**の損害に対して**保険金**が支払われる場合に特約の**保険金**が支払われるため、それぞれの特約では、事故のカウントを行いません。また、対物超過修理費用補償特約については、対物事故により相手のお車の損害に対して**保険金**が支払われる場合に特約の**保険金**が支払われるため、事故のカウントを行いません。事故の種類・事故の内容については、損害保険各社により扱いが異なる場合があります。前契約に等級プロテクト特約がセットされていても、当状のが異なる場合があります。前契約に等級プロテクト特約がセットされていても、当り扱いが異なる場合では反映されません。対人事故のうち、被害者へのお見舞い金等の臨時費用のみお支払いした事故についてはノーカウント事故として取り扱います。事故連絡をいただいて、**保険金**がまだ支払われていない事故も含みます。 **※** 1
- % 2
 % 3

- ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意> () 前契約の記名被保険者と今回のご契約の記名被保険者が異なる場合 下記(a)~(c)に該当する方以外に記名被保険者を設定する場合はノンフリート等級できない場合は、初めてご契約いただく場合と同じ取扱いとなり6等級が適用されます。 **- ト等級**を引き継ぐことができません。**ノンフリート等級**を引き継ぐことが
- 前契約の記名被保険者前契約の記名被保険者の配偶者

- (c) (a) または (b) と同居の親族

 ※1 (a) または (b) と同居の親族

 ※1 (a) または (b) の別居の来婚の子や別居の親族などへはノンフリート等級を引き継ぐことはできません。また、前契約の記名被保険者が法人の場合には、どなたにもノンフリート等級を引き継ぐことができません。

 ※2 車検証上の所有者名が変更されずに記名被保険者が上記 (a) ~(c) 以外の方に変更された場合、前契約の満期日または解約日から 13ヶ月以内は、上記にかかわらず以下のとおりとします。
 ・新契約のノンフリート等級が1~5等級になる場合に限り、ノンフリート等級の引継ぎを行います。
 ・新契約の事故有係数適用期間が1~6年になる場合に限り、事故有係数適用期間の引継ぎを行います。

 8) 前契約があり、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日(前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日)の翌日から起算して8日以上となる場合は、原則、前契約のノンフリート等級の引継ぎはできませんが、前契約・経除された場合は「契約の保険期間中に事故があった場合は、事故内容、事故件数等により決定されたノンフリート等級の引継ぎはできませんが、前契約・解除された場合は、前契約の満期日、解約日または解除日の翌日から13ヶ月以内の日を始期日とする継続契約に前契約のノンフリート等級が引き継がれます。(前契約のノンフリート等級が6(A)、6(B)、6(C)、6(G)または7等級以上の場合は、6(F)等級となります。)

 また、前契約の事故有係数適用期間が引き継がれます。(前契約の保険期間が1年の場合であっても、事故有係数適用期間の減算はありません。)

 ② 前契約の保険証券上に記載された満期日と今回のご契約の始期日が異なる場合でも、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日(前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日)の翌日から起算して7日以内の場合は、前契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の引継ぎを行います。

2. 型式別料率クラス制度

保険契約者間の**保険料**負担の公平性の観点から、お車の**用途・車種**が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合、お車の型式ごとの事故発生状況等に 基づき決定された料率クラスを適用する「型式別料率クラス制度」を採用しています。料率クラスは、1~9クラスの9段階(注)で、補償種類(対人賠償 保険、対物賠償保険、人身傷害保険・搭乗者傷害保険、車両保険)ごとに決定されます。(注)数値が大きいほど**保険料**が高くなります。

保険料の払込みは、「年払」と「月払」からご選択いただきます。払込方法は、クレジットカード払、コンビニエンスストア払および銀行振込があります。 ※「月払」は当社W e b サイトからのみ(払込方法はクレジットカード払のみ)お申し込みいただけます。なお、「月払保険料」のお支払い総額は「年払保険料の 5% 増」の金額となります。詳細は、「≪3≫その他の事項【3】保険料の払込方法」をご参照ください。

【4】満期返戻金・契約者配当金

の保険には、 満期返戻金・契約者配当金はありません。

【5】解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、当社お客さまセンターにご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件等によって制限されていない限り、ご契約の**修期間**のうち未経過であった期間の**保険料**を解約返戻金としてお支払いします。「≪2≫注意喚起情報【11】解約と解約返戻金」をご参照ください。詳しくに 当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

- ○ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、当社「お客さまセンター」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-312-405 (受付時間:平日午前9時〜午後10時、土・日・祝日午前9時〜午後6時) ●事故が起こった場合には、当社「事故受付センター」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-258-312 (24時間365日対応) ○保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、当社「お客さま相談デスク」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-312-770 (受付時間:平日午前9時〜午後5時)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うごとができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター 電話番号 0570-022808〔ナビダイヤル〕(受付時間:平日の午前9時15分〜午後5時) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

≪2≫注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

【1】クーリングオフ

ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。 ・クーリングオフは、「保険証券兼領収証」(e サービス(証券不発行)特約がセットされている場合は、「保険引受のご案内」ハガキ)を受領された日から 8 日以内であれば行うことができます(これらの書面がお手元に届いていない場合は、当社お客さまセンターにお問い合わせ下さい)。ただし、既に**保険金**を お支払いする事由が生じているにも関わらず、それを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのクーリングオフの効力は生じません。 ・クーリングオフの手続きは、下記宛必ず郵便(ハガキ)にてご連絡ください(お電話・FAX・メール等でのお申出は出来ません)。

〒 112-0004 東京都文京区後楽 1-5-3 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客さまセンター宛て

クーリングオフする旨の記載/ご契約者の氏名(押印)、住所、連絡先電話番号/契約申込日/保険種類(自動車保険)/証券番号

・クーリングオフされた場合には、既に払い込まれた保険料は、お返しいたします「変更届出書」にお振込み口座をご記入いただきます。ハガキへの記入は不要です。・クーリングオフされた場合には、既に払い込まれた保険料は、お返しいたします。また、当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、始期日(始期日以降に保険料(月払の場合は初回に払い込みいただく保険料)が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を払い込みいただくことがあります。

【2】告知義務など(契約締結時にご注意いただきたい事項) Check!

保険契約者または被保険者には、ご契約時に「危険に関する重要な事項」として当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)について正確に告知いただく義務(告知義務)があります。告知事項は、申込書類等において「告知事項」または★印で表示しています。また、電話の際には、おたずねする項目が「告知事項」である旨ご説明します。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。
※お車の用途・車種、使用のはますの(注)や前契約の事故の有無等については十分ご注意ください。

お車の用途・車種、使用目的(注)や前契約の事故の有無等については十分ご注意ください。 (注)お車の使用目的は下表のとおりです。

使用目的	基準
A 業務使用	年間を通じて週5日以上または月15日以上業務に使用する場合
B 通勤·通学使用	上記Aに該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学(注)に使用する場合 (注)通勤・通学には自宅より最寄駅まで使用する場合を含みます。また、 家族 等を送迎する場合も含みます。例えば、幼稚園(保育園・保育所を除きます。)の送迎は通学にあたります。
C 日常・レジャー使用	上記AおよびBのいずれにも該当しない場合
54 60 4 30 4 3 4 4	

※「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的を変更される場合はその時点)以降1年間をいいます。

【3】通知義務など(契約締結後にご注意いただきたい事項)

1. 通知義務など Check!

(1) ご契約後、告知いただいた内容のうち、次に掲げる事項(通知事項)の変更がある場合には遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。
・ご契約のお車の用途・車種、登録番号(登録番号に挙するものを含む。)(注)
・ご契約のお車の使用目的(業務使用/通勤・通学使用ノ日常・レジャ・使用)
(注) 用途・車種の変更により、自家用6車種・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)以外に変更し当社の引受範囲外となった場合(「自家用普通乗用車」から「営業用タクシー」等)にはご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。なお、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)に変更となる場合には、保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます。(継続契約のお引受けはできませんのでご注意願います。)
(2) また、以下の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知や追加保険料の払込みがない場合、ご契約のお車と同一の用途・車種(同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます)の自動車を新たに取得しお車の入替をする場合やご契約のお車の入替について」をご参照ください。)・ご契約のお車と同一の用途・車種(同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます)の自動車を新たに取得しお車の入替をする場合やご契約のお車の発車・譲渡・返還に伴い車両所有者、記名被保険者またはそのご家族が既に所有するお車と入替を行う場合(詳しくは「≪3 ≫ その他の事項【8】お車の入替については、管理を含みます)の自動車を新たに取得したは「≪3 ≫ その他の事項【8】が車の入替についてをご参照ください。
こことがありまする場合(ご可契約の年齢条件(運転者年齢条件または子供年齢条件)を充たさない方が運転される場合)・上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合(ご契約の年齢条件を変更する場合(ご契約の年齢条件を変更する場合(ご契約の年齢条件、運転者年齢条件または子供年齢条件)を充たさない方が運転される場合)・上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合(ご契約の年齢条件、運転者年齢条件または子供年齢条件)を充たさない方が運転される場合)・1年31年以下によりおよります。単の第4年以下にご通知いただかない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

2. ご契約内容の変更に関する留意事項

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加が生じる場合、追加保険料は当社が指定する期日までに当社に払い込みください(「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払い込みいただきます)。期日までに追加保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約内容の変更日はお申出の日以降となり、さかのぼっての変更・取消はできません。
※通知事項([3] 通知義務など 1.通知義務など (1))に関する変更にあたっては、追加保険料の払込みがなければ、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約内容の変更日は、変更事由が発生した日となります。
ご契約内容の変更に伴い保険料の追加・返還が生じる場合、追加保険料・返還保険料は短期率(注)と次の算式を用いて計算します。
追加保険料={(新条件による年間保険料) - (旧条件による年間保険料)} ×未だ経過していない期間に対応する短期率(注)
返還保険料={(旧条件による年間保険料) - (新条件による年間保険料) - (新条件による年間保険料) - (新条件による年間保険料) - (新条件による年間保険料) - (新条件による年間保険料) - (1)- 既に経過した期間に対応する短期率(注)(1)・ 短期率は下表のとおりです。なお、「月払」でご契約の場合は、月割を用います。

【短期率】

期間	7 日迄	15 日迄	1 ケ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	りヶ月迄	6 ケ月迄	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10 ヶ月迄	11 ヶ月迄	12ヶ月迄
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
【月割】														
期間	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄		
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12		

「月払」でご契約の場合のご注意>

追加保険料

- 「月払」でご契約の場合のご注意>
 品加保険料・返還保険料は次の算式を用いて未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割し、変更前の月払保険料から増額・減額します。
 増額・減額となる保険料 = (追加保険料または返還保険料) ÷未だ経過していない期間に応じた分割回数
 ※ 1 ご契約内容を変更され、保険料の追加が生じる場合で、変更前の月払保険料に増額となる保険料を加えた額が30,000 円超になるときは、未だ経過していない期間分の保険料を一括して払い込みいただきます。
 ※ 2 ご契約内容を変更され、保険料の返還が生じる場合で、変更前の月払保険料から減額となる保険料を差し引いた額がマイナスになるときは、変更前の保険料の残りの期間分を一旦、一括して払い込みいただいた後、返還保険料を一括して返還いたします。
 ※ 3 ご契約内容を変更され保険料の追加が生じる場合で、かつ、ご契約内容の変更日から変更後の月払保険料をいただくまでの間に保険金をお支払いする事故が生じたときは、クレジットカード会社に対して、クレジットカードの利用限度額および有効性について確認させていただくことがあります。この場合において、確認がとれないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご契約が満期になった場合の留意事項

当社の自動車保険は 1 年毎に契約を更新いただく契約方式となります。**ご契約期間中の事故回数や、その結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級などによっては次回のご契約のお引受け内容が制限される場合、またはお引受けできない場合があります。**

お車を廃車・一時抹消登録もしくは譲渡した、または海外転勤等で海外に出国することになった等の理由により、ご契約を解約する場合または満期時に継続 しない場合は、ご契約を一時的に中断し、後日、新たなご契約において、中断されるご契約における保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数 等により、所定の**ノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**が決定される「中断制度」があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせくだ さい。なお、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)から 13 ヶ月以上ご連絡がない場合には、この制度をご利用できません。また、海外に出国する 場合で、海外へ出国された日が中断日から 6 ヶ月を超えるときも、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

国内中断 ご契約のお車を長期間手放すために一時的にご契約を中断する場合		内、かつご契約されるお車が新規取得自動
海外中断 記名被保険者の海外渡航に より一時的にご契約を中断 する場合	B) 記名被保険者が海外へ出国された日が中断されるご契約の満期日または解約日から	始期日が記名被保険者の出国日の翌日から

等級であること 記名被保険者の海外渡航に 等級であること より一時的にご契約を中断 6ヶ月以内の日であること。 する場合 ()記名被保険者が海外へ出国された日が中断されるご契約の満期日または解約日から する場合 ()記名被保険者が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること C) **記名被保険者**が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であるこ

(注 1) 次の等級をいいます。(保険期間が 1 年のご契約の場合)
・中断されるご契約の保険期間中に事故がなかった場合は、中断されるご契約のノンフリート等級から 1 つ上がった等級(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間と同一の等級とします(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間と向一の事故有係数適用期間となります。)
・中断されるご契約の保険期間中に事故があった場合は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における【ノンフリート等級の決定方法】により決定された等級(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における【事故有係数適用期間の決定方法】により決定された等級(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における【事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故の保険期間中に事故があった場合は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における【事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故有係数適用期間の対定が表記することを則固えすることを記述することを記述することを記述することを言いる者をいいます。)に返還することをいます。

「注意情報的な知りの名(日)の用途・車種(同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます)に限ります。詳細につきましては当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

「方は開始期間の初日の午後 4 日(中は 事務等にこれと思わるに対します。ここでお問います。

中断後の新たなご契約の主な条件

保険責任は、**保険期間**の初日の午後4時(**申込書類等**にこれと異なる時刻が表示または記載されている場合にはその時刻)に始まります。**保険料**(月払の場合は、初回に払い込みいただく保険料)は、ご契約と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。

[6] 保険金をお支払いできない主な場合 Check!

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては**保険金をお支払いできません。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目** に記載されておりますので、ご参照ください。

		契約者または 被保険者 の故 意・重大な過失により生じた 事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	台風・洪水・高潮 による損害または 傷害	配偶者・父母・ 子に対する損 害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	対人賠償保険	×(注)	0	×	×	_
償	対物賠償保険	×(注)	0	×	×	×
	人身傷害保険	\triangle	Δ	0		
傷害	搭乗者傷害保険	\triangle	Δ	0		
害	無保険車傷害特約	\triangle	Δ	×		
	自損事故傷害特約	\triangle	Δ	0		
	車両保険	×	×			
弁護士費用補償特約		\triangle	Δ	×		
ファミリー復実特約		^	~			

ж з

- : 保険金をお支払いします。× : 保険金をお支払いできません。△ : その被保険者本人の損害または傷害についてはお支払いできません。一: 対人賠償の対象外です。(注) 重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。
 * 1 車両保険の保険金が支払われない場合は、身の回り品補償特約、レンタカー費用補償特約、事故付随費用補償特約、指定修理工場入庫臨時費用補償特約についても保険金はお支払いできません。
 * 2 対助賠償保険の保険金が支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について、また、搭乗者傷害保険の保険金が支払われない場合は搭乗者傷害Wケア、搭傷顔面部等倍額特約についても保険金はお支払いできません。
 * 3 上表に加え、車両保険ででお支払いできないまな損害は以下のとおりとなります。

 (a) タイヤのみに生じた損害
 (b) 欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しょく等)による損害 (c) 故障(電気的、機械的故障)による損害(d) 取りかされた部品や付属品の損害 (e) 詐欺、横領による損害 (f) 航空機、船舶で輸送中の損害

 * 4 上表に加え、身の回り品補償特約でお支払いできないまな損害は以下のとおりとなります。

 (a) タイヤのみに生じた損害
 (b) 欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しょく等)による損害 (c) 故障(電気的、機械的故障)による損害(d) 表に加え、身の回り品補償特約でお支払いできないまな損害は以下のとおりとなります。
 (a) 自転車・水上パイク・サーフボード・ラジコン模型等に生じた損害 (b) ノート型パソコン、携帯電話・ボータブルナビゲーション等の携帯式通信機器に生じた損害 (e) 弱品・適害・何配紙・切手・クレジットカード・電子マネー等に生じた損害 (d) 資金属・宝石・美術品に生じた損害 (e) 財債・有価証券・印紙・切手・クレジットカード・運ぎで・腐しょく等)による損害 (d) 資金属・宝石・美術品に生じた損害 (e) お時に変しなりによる損害 (e) お時に電気の損害 (h) 紛失、欠陥、自然消耗(摩滅・25)で腐しょく等)による損害 (i) 故障(電気的、機械的故政障)による損害 (e) アアミリー傷害(ウイドタイプ)については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合には保険金はお支払いできません。る傷害の場合には保険金はお支払いできません。
 * 5 ファミリー傷害(ウイドタイプ)については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合には保険金はお支払いできません。
 * 6 各傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合には保険金はお支払いできません。
 * 6 各傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合には保険金はお支払いできません。
 * 7 上表の各保険・特約のいすれにおいても、してのまれたはいできません。
 * 8 との者保険・特別のいすれにおいてきません。
 * 6 との者保険金をお支払いできません。
 * 7 となる保険金を対すないできません。
 (a) レース・ディン・大は保険金をお支払いできません。
 (b) 危険物を業務として利益によりに対験を定め、対域を対してきません。
 (c) 地震・大は保険金をお支払いできません。
 (d) 戦力・大は保険金をおするとは保険金をはなり、はなりにはなりをはなり、なりにはなりをはなりません。
 * 7 となるようはなりません。
 (d) サース・大はなりにはなりなりにはなりにはなりをはなりにはなりをはなりをはなりません。
 (e) するはなりにはなりません。
 ※ 5

【7】重大事由による解除

- 次の場合は、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります。 (A) 当社に**保険金**を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。 (B) **保険金**の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。 (C) 上記のほか、(A) および (B) と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

【8】補償される運転者の範囲について

「《1≫契約概要【1】商品の仕組みおよび引受条件等 4.補償される運転者の範囲について」および「《3≫その他の事項【4】子供年齢限定特約についてをご参照ください。

【9】免責金額

車両保険には**免責金額**があり、**免責金額**を定額とする方式と増額になる方式(2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故のものより高い金額になる方式)があります。詳しくは当社お客さまセンターにお問い合わせください。また、ご契約の**免責金額**につきましては、**申込書類等**にてご確認ください。なお、ご契約の条件によっては設定のできないパターンもありますのでご了承ください。

定額方式						
5万円						
10 万円						
1.E. TEM						

増額方式(1 回目一 2 回目以降)
0万円-10万円
5万円-10万円
5万円一10万円(車対車免責ゼロ特約(注)あり)

(注) 1 回目の事故が車対車事故の場合に、1 回目の事故に対し免責金額を適用せずにお支払いします。

【10】保険料の払込み猶予期間等の取扱い Check!

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払い込みください。第2回目以降の保険料の払込期日の翌月末日までにその保険料の払い込みがない場合には、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除させていただくことがあります。

【11】解約と解約返戻金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社お客さまセンターにお申出ください。解約の条件によって**保険料**を返還、または未払保険料をご請求させていただくことがあります。また、返還される**保険料**があっても多くの場合お客さまにとって不利な取扱い(注)になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。 (注)解約に伴う返還保険料は、ご契約の**保険料**から既に経過している期間に対する短期率(「【3】通知義務など 2.ご契約内容の変更に関する留意事項」をご参照ください。)を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、ご契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還する**保険料**はありませる

【12】保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した**保険金**、解約に伴う返還保険料等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。損害保険業界では、お客さまを保護する制度として、損害保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)を設立し、当社もこの制度に加入しております。 自動車保険は、保護機構の補償制度の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、**保険金**や解約に伴う返還保険料等は 80% まで補償されます。ただし、破綻時から 3 ヶ月以内に発生した事故による**保険金**は 100% 補償されます。詳しくは当社お客さまセンターにお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

- ○ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、当社「お客さまセンター」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-312-405 (受付時間:平日午前9時〜午後10時、土・日・祝日午前9時〜午後6時) ○事故が起こった場合には、当社「事故受付センター」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-258-312 (24時間365日対応) ○保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、当社「お客さま相談デスク」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-312-770 (受付時間:平日午前9時〜午後5時)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター 電話番号 0570-022808〔ナビダイヤル〕(受付時間:平日の午前9時15分~午後5時) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。 ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

【1】ご契約のお手続きについて

1. 当社Webサイトからのご契約手続き

当社Webサイトからご契約手続きいただくと、インターネット契約割引により保険料を割り引きます。(「【7】保険料の割引制度 2.インターネット契約割引】をご参照ください。)ただし、以下に該当する場合などは当社Webサイトからのご契約手続きができませんので、申込書兼確認書またはお電話によるご契約手続きをお願いします。なお、契約締結後、以下に該当する事実が判明した場合はインターネット契約割引も適用となりません。(A)現在他社のご契約で、保険期間中に2件以上の事故があった場合(なお、3件以上の事故がある場合の他、ノンフリート等級によっては当社でお引き受けできない場合がありますのでご了承ください。

ください。)
(B) 現在のご契約が、JA共済・全労済・中小企業共済以外の共済での契約の場合
(C) 当社による車検証の取付けにご同意いただけない場合
(D) 過去 13ヶ月以内に満期を迎え継続されていない、または解除された自動車保険がある場合
(E) 中断証明書をお持ちの場合
(F) 現在のご契約の保険期間が、1年以外の場合、または現在の保険期間1年のご契約を保険期間の中途で解約された場合
(G) 現在のご契約が、「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない保険会社または共済でのご契約が、「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない保険会社または共済でのご契約の場合で、かつ、その前年のご契約の保険会社または共済と異なる場合(ご契約の始期日が2014年4月1日以降の場合)など

2. 申込書兼確認書またはお電話によるご契約手続き

りサイト以外でのご契約手続きにつきましては以下のとおりとなります。 に当社でご契約いただくお客さま(初めて自動車保険をご契約されるお客さまおよび**前契** 除会社が当社以外のお客さま)

約の保険会社が当社以外のお客さま) 申込書兼確認書にご署名、ご捺印いただき、申込書兼確認書記載の必要書類(車検証のコビー等) を同封の上、返信用封筒でご郵送ください。なお、保険料の払込方法や保険が開始するまでの日 数によりましては、お電話でご契約いただくこともございます。 3) 前契約を当社でご契約のお客さま お電話によりご契約のお客さま お電話によりご契約いただきます。継続のご案内または継続見積書にしたがって、お電話にてそのともおよりはください

の旨お申し付けください。

【2】ご契約のお手続きの際にご確認いただきたい事項

2) ご契約のお手続きの院にご権認いただきたい事項
申込書類等の入力または記載内容について誤りがないかご確認ください。お申し出いただいた内容
が事実と異なる場合は、保険料が変更となる場合がありますので必ずご連絡ください。ご契約締結後、 誤りが判明した場合は始明日にさかのぼり保険料を追加、返還させていただきます。
なお、当社では、自動車保険を初めてご契約されるお車につきましては、定検証にで登録番号や車台番号等を確認させていただきますが、お申込み内容と車検証等の内容が異なる場合は、ご照会させていただく場合があります。また、車検証は、ご契約のお車の登録内容を確認するためにのの使用し、その他の目的には使用いたしません。
※申込書兼確認書もしくはお電話でお申込みの場合、またはご契約のお車が自家用軽四輪乗用車の与しくは自家用軽四輪(物車で当社 Web サイトからお申込みの場合は、お客さまから事検証して、任意を当社にお送りいただきますが、それ以外の場合は、道路運送車両法第22条に基づき、当社にて一般財団法人自動車検査登録情報協会または運輸支局から車検証と同内容の登録情報を取り付け、確認させていただきます。お、上記にかかわらず当社が必要と判断した場合については、同様に当社にて取り付け、確認させていただきます。

【3】保険料の払込方法

保険料の払込方法は、「年払」と「月払」があります。

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込(注)
年払	0	0	0
月払	0	×	×

(注) 当社Webサイトからのお申込みの場合、ジャパンネット銀行(契約者ご本人名義口座)の

(大) 当社(Web 9 4 下からいの中込みの場合、ジャパンネット載引(美利者と本人名義口座)のみとなります。 2. 補償は、保険料領収日(月払の場合は初回に払い込みいただく**保険料**の領収日)または**始期日**のいずれか遅い日から開始されます。期限までに払込みのない場合はご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがあります。 (1) 「年払」でご契約の場合

払込方法	領収日
クレジットカード払	カード利用の承認がなされた日
コンビニエンスストア払	コンピニエンスストアでお客さまが払い込みを行った日
銀行振込	当社銀行口座に着金した日

(2)「月払」でご契約の場合

		初回(お申込み時)		2回目以降		
		領収日	払込みいた だく保険料	領収日	払込みいた だく保険料	
初めて自動車保険をご 契約される方(10回払)			月払保険料 の3ヶ月分	始期月(注1)の翌々月以降(9回)、 保険料を払い込みいただく月の末日 (保険料払込期日)		
現在他社でご契約され ている方 (11 回払)		カード 利用の	月払保険料 の2ヶ月分	始期月(注1)の翌月以降(10回)、 保険料を払い込みいただく月の末日 (保険料払込期日)		
現在でご契約さ	始期月(注1) の前々月にお 申込みの場合 (12回払)(注2)	承認が なされ た日	月払保険料	始期月(注1)以降(11回)、 保険料 を払い込みいただく月の末日(保 険料払込期日)	月払保険料	
れてい る方	上記以外の場 合 (11 回払)		月払保険料 の 2 ヶ月分	始期月(注1)の翌月以降(10回)、 保険料を払い込みいただく月の末日 (保険料払込期日)		

(注1) 始期月とは、**始期日**の属する月をいいます。 (注2) 前々月の末日にお申し込みいただいた場合は11回払となります。 ※月払保険料は次の算式で計算します。なお、月払保険料が30,000円超となる場合、月払はご利用いただけません。 月払保険料=年払保険料×(1+0.05(事務手数料率))×1/12 (円位四捨五入)

月が保険者一年が保険符へ(ITUUS(事物子数件学)、ハルビ、バリリュコロンへ 【4】子供年齢限定特約について 運転者年齢条件が適用される方(注)のうち最も若い方が、下記のいずれかの方(以下「子供」と いいます。)である場合には、子供年齢限定特約をセットして、子供年齢条件を設定することをおす すめしています。この場合、運転者年齢条件(注)は、運転者年齢条件が適用される方(注)のう ち子供以外の方で最も者い方の年齢に基づいて選択してください。(子供年齢限定特約をセットして いる場合は、子供が運転されているときの事故については子供年齢条件を適用します。) (A) 記名被保険者またはその配偶者と同居の子 (B) 記名被保険者またはその配偶者の子の配偶者(ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居 1. でいる場合に限います。)

(B) 配合像体院者またはていまは自むプレルに同日 (たたし、配口版体院日のためていませんにない) している場合に限ります。)
(注)「≪ 1 ≫契約概要 [1] 商品の仕組みおよび引受条件等 4. 補償される運転者の範囲について (1) 運転者年齢条件」をご参照ください。
※子供年齢条件は、年齢を問わす補償、21歳以上補償、26歳以上補償および30歳以上補償の4つの年齢条件からお選びいただきます。ただし、運転者年齢条件よりも若い年齢条件のみお選び

子町本作ができます。 大くことができます。 >運転者年齢条件が30歳以上補償の場合、子供年齢条件は、年齢問わず補償、21歳以上補、26歳以上補償から選択可能(30歳以上補償は選択不可)。

[5] 契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について

3) ミ(お) なの) になこの ノンノリート等級に関する情報の確認について ノンフリート等級の適正な引継ぎを行うために、ノンフリート等級制度に参加している保険会社、 JA 共済、全労済、自動車共済等(教職員共済、自治労共済は除きます。)、中小企業共済、全自共 間で前契約の記名被保険者・保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・事故件数等を確 認させていただきます。ただし、現行の制度では当社でご契約いただく前に、前契約のそれらの頃 目を確認することができず、確認のために保険期間の開始後4ヶ月程度の時間がかわる場合があり ます。 フー、ノンフリート等級・事故有係数適用期間に誤りがあることが判明した場合は、始期日 にさかのぼりご契約内容の訂正と保険料の追加・返還が必要となります。なお、保険料が追加を る場合に適加保険料の払込みに応じていただけないときなどは、ご契約を解除させていただくこと があります。

【6】保険料の算出について

当社の自動車保険では、適用されるノンフリート等級・事故有係数適用期間、お車の種類のほか、 以下のとおり、記名被保険者の年齢、使用目的などに基づき、保険料を算出しております。 当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを随時行っており、保険料は予告なく変更となる場合があります。なお、記名被保険者の年齢やお車の型式ごとに定める料率クラス(毎年見直しを行います。)等によっても保険料が異なることがあり、前年のご契約が無事故であっても、ご継続の際に保険料が高くなる場合があります。

お車の**用途・車種**が、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車で、かつ運 転者年齢条件が20歳以上補信、30歳以上補償または35歳以上補償の場合(子供年齢限定特約がセッ トされている場合は、子供年齢条件が26歳以上補償または30歳以上補償の場合に限ります。)、**始**期日における**記名被保険者**の年齢に応じて**保険料**を算出しています。(たたし、お車の使用目的が業 発使用の場合を除きます。)

お車の主な使用目的に応じて**保険料**を算出しています。**保険料**は、業務使用、通勤・通学使用、日常 レジャー使用で異なります。

【7】保険料の割引制度

(「≪1>契約概要【1】商品の仕組みおよび引受条件等 4. 補償される運転者の範囲について(2) 運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約、運転者本人限定特約、運転者本人で配偶すた。」をご参照ください。)運 転される方を**記名被保険者とそので家族**に限定、**記名被保険者とその配偶**すに限定、または、**記名被保険者**本人のみに限定することで、**保険料**をそれぞれの限定の仕方に応じて割り引きます。

2. インターネット契約割引

当社 Web サイトからお申込み・ご契約いただいた場合に**保険料**を4,000円(**前契約**を当社でご契約のお客さまは3,000円。月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)割り引きます。

3. eサービス (証券不発行) 割引

当社 Web サイトからお申込み・ご契約いただく際に e サービス(証券不発行)特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合に、**保険料**を 500 円(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)割り引きます。

・ 当社の自動車保険またはバイク保険のご契約者等からご紹介いただいた方が、申込書兼確認書(注 1) またはお電話でお手続きいただいた場合(注 2)において所定の要件を充たすとき、初年度に限り、 保険料を 2,000円(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算しま

す。割り引きます。 (注1) お見積時またはお見積前に、当社の自動車保険またはバイク保険のご契約者等からご紹介いただいた旨をご連絡いただき、当社からお送りする、本割引を適用した**保険料**が表示された申込書兼確認書にてお手続きいただした場合に限ります。 (注2) したがって、本割引はインターネット契約割引との併用はできません。

5. セカンドカー割引

新たに取得された 2 台目以降のお車について初めてご契約いただく場合において、以下の条件をすべて充たすときは、セカンドカー割引が適用され、7 等級でのお引受けとなります。
(A) 2 台目以降のお車の保険契約の**始期日**に、11 等級以上の1 台目の有効な保険契約があること。
(B) 2 台目以降のお車の保険契約の配名被保険者が、1 台目の保険契約の配名被保険者。記名被保険者が、2 台目以降のお車の保険契約の配名被保険者が、1 台目の保険契約の配名被保険者。記名被保険者の配偶者。配名被保険者。記名被保険者の記憶のお車の保険契約の車両所有者が、1 台目の保険契約の車両所有者、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者を記名被保険者の配偶者、記名被保険者を記名被保険者を記名被保険者を記名被保険者のに関係。 1 台目のお車の用途・単複が、1 食用の事項の用途の発度のいずれかであること。

お車の**用途・車種**が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車の場合において、 お車が新車(**始期日**の属する月が、お車の**初度登録年月**の翌月から 25 ヶ月以内である場合をいい ます。)のときは、**保険料**を割り引きます。

7. 車両保険セット割引

車両保険をセットしてご契約いただく場合、**保険料**を割り引きます。

8. ECO割引

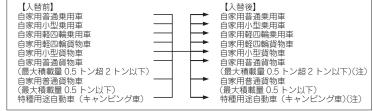
ご契約のお車がハイブリッド車または電気自動車(注)の場合で、始期日の属する月が初度登録年月の翌月から起算して13ヶ月以内のとき、保険料を割り引きます。 (注)当社が認めたハイブリッド車または電気自動車で、その用途・車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用外型乗用車、有家用軽四輪乗用車が対象となります。改造車等につきましては、割引の適用対象外となる場合があります。

【8】お車の入替について

3) お単の人替について 新たにお車を取得された場合や、ご契約のお車を廃車・譲渡・返還された場合で他に所有するお車 があるときは、ご契約のお車の入替が可能です。ただし、入替の対象となるのは、下記(1)または(2) のお車です。 (1)以下のいずれかに該当する方が新たに取得したお車 (A)入替前のお車の所有者 (B)入替前のご契約の記名被保険者 (C)入替前のご契約の記名被保険者の配偶者 (D)入替前のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 なお、「取得」に関しては所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含 みます。

なお、「取得」に関しては**所有権留保条項付売買契約**による購入やリース契約による借入れを含みます。
(2) 入替前のお車が廃車、譲渡または返還され、その時点で上記(1)の(A)~(D)のいずれかに、該当する方が所有(**所有権留保条項付売買契約**による購入やリース契約による借入れを含みま

す。)するお車 <お車の入替を適用できる**用途・車種**区分>



(注) お車の入替等により自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン超2 トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)に変更となる場合には、保険期間の未日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます。(継続契約のお引受はできませんのでご注意願います。) くお車の入替における自動補償> お車の入替の対象が上記の(1)のお車である場合には、新たに取得したお車の取得日より30 日以内に入替の対象が上記の(1)のお車である場合には、新たに取得したお車の取得日より30 日以内に入替の手続きをされた場合に、その取得日から当社が入替を承認するまでの期間について、新たに取得したお車をご契約の対象車とみなしてお取り扱いします。ただし、新たなお車を取得すると同時にご契約のお車を廃車、譲渡または返還された場合に限ります。

【9】補償の重複について Check!

本保険のご契約にあたり、以下の補償については、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、 補償の一部重複が生じることがあります。つきましては、以下の補償のセットをご検討される場合は、他のご契約との補償内容の差異や保険金額等をご確認いただきますようお願いします。各補償 内容の詳細については**普通保険約款・特約**でご確認ください。

ご契約のお車以外のお車をお持ちの場合で、そのお車の保険にも人身傷害保険等をセットされているときなどでは、この人身傷害保険と補償の重複が生じることがありますのでご注意ください。 (併せて「搭乗中のみ補償特約」をセットすることにより補償の対象となる事故の範囲が限定され、保険料がお安くなります。ただし、廃車等に伴い、「搭乗中のみ補償特約」をセットしていないご契約を解めされた場合等には「ご契約のお車に搭乗中以外の補償がなくなる」ことがありますのでご注意ください。)

原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合、原付特約と補償の重複が生じることがありますので、ご注意ください。ただし、「原付特約」を1契約のみにセットされた場合で、廃車等に伴い「原付特約」をセットされたご契約を解約されたとき等には「原付特約の補償がなくなる」ことがありますのでご注意ください。

3. 弁護士費用補償特約

ご契約のお車以外のお車・バイクをお持ちの場合で、そのお車・バイクの保険にも弁護士費用補償 特約をセットされているときなどでは補償の重複が生じることがありますのでご注意ください。た だし、「弁護士費用補償特約」を1契約のみにセットされた場合で、廃車等に伴い「弁護士費用補 償特約」をセットされたご契約を解約されたとき等には「弁護士費用補償特約の補償がなくなる」 ことがありますのでご注意ください。
※記名被保険者およびそのご家族以外の方については、弁護士費用補償特約をセットされたご契約 のお車に搭乗中の場合のみ補償されますのでご注意ください。

【10】お支払いする保険金とその額について 詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

	BINDE SOLO COLLEGE MINISTER TO THE SECOND SOLO COLOR								
		保険・特約の名称	補償の内容						
	賠償	対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方 ご契約のお車に搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を 負った場合、被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われるべき額 を超過する損害について補償します(注1)。万一の場合に備え、補償 は、保険金額無制限。での引受となりますので、1名あたりの支払額や1 事故あたりの支払額に限度額はありません。						
貨	頂		お見舞金等の臨時費用として、被害者の方が死亡されたときには 10 万円 を対人賠償保険の保険金とは別枠でお支払いします。						
		対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車 を運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物 に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に ついて、1事故あたり、 保険金額 を限度として補償します(注1)。						

(注 1) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする**保険金**とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

3	払いします。	
	人身傷害保険 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のお車に搭乗中の 方が自動車事がで死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、実傷 傷された方(またはその父母・記偶者・子)が被る損害について、実実 害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸 身傷害条項損害額」に従って被保険者「名につき保険金額を限度と して、被保険者ごとに補償します(「一般タイプ」の場合)。なお、搭乗 中のみ補償特約をセットした「搭乗中のカタイプ」の場合は、補償の範 囲がご契約のお車に搭乗中の方のみに限定されます。
	搭乘者傷害保険	ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から 180 日以内の死亡・後遺障書または治療が対象となります。 ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします(注2)。 ・後遺障書の程度に応じた割合(4~100%)を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者の方が5日以上入院または通院された場合、実際の治療費等にかかわらず、ケガの部位と症状によって一定の金額(例:手足の打撲…5万円、腕の骨折…35万円 など。後記く表>をご参照
傷害	無保険車傷害特約	ださい)をお支払いします。5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の 費用としてご利用いただけます。 無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族の方、ま
	※自動セット	たは ご契約のお車 に搭乗中の方が、死亡された場合または 後遠障害 を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、 自賠責保険等 的ら支払われるべき額を超過する損害について、 被保険者 どに2億円を限度に補償します。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・パイク等をいいまか、 います。
	自損事故傷害特約 ※人身傷害保険を セットされない場合 にお選びいただけま す。	単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠責保険等で補償されない事故で、車両所有者の方またはご契約のお車に搭乗中の方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします(注2)。 ・後遺障害保険金:被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50~2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円を将支払いします。たたし、1事故につき100万円を限度とします。たたし、1事故につき100万円を限度とします。
(注	L : 2)搭乗者傷害保険、	自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき

±∠」15米も陽吉味味、日損事の場害特別にのいて光上味味金を文払つ場合、1回の事故につき、 同一の**被保険者**に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは**保険金額**(持事故傷害特約の 場合は1,500万円)から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いしま

	車両保険 [一般タイプ] 「限定タイプ]	ご契約のお車が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき 全債の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額 を控除した金額を、車両保険金としてお支払いします。また、車両保険 金とは別枠で、盗難車引取り、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防 上のために要した費用などの合計額につき、保険金額の10%または15 万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。 ※1 補償の範囲は車両保険のタイプ(「一般タイプ」「限定タイプ組 によって異なります。詳細は≪1 > 契約概要【1】 商品の および引受条件等 2、補償内容をご参照ください。 ※2 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時 ・一部発展では、その時で、一部発展では別枠で、臨時 専両全損時臨時費用保険金・全損の場合は、上記保険金とは別枠で、臨時 費用保険金として保険金額の10%(ただし、20万円限度)をお支払い します。
車両		相手を確認できる他の車との接触・衝突事故の場合、1回目の事故に限り、 車両保険の発責金額がゼロ円になります。
1-5	身の回り品補償特約 ※車両保険をセット される場合にお選び いただけます。	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車の車内トランク内またはキャリアに固定された、日常生活の用に供するために個人が所有する身の回り品に生じた損害について、1事故につき保険金額を限度に補償します。
	事故付随費用補償特約	車両保険の 保険金 が支払われる事故にともない、 ご契約のお車 が自力走 行不能となったときに生じる次の費用を補償します。

が ※車両保険をセット される場合にお選び いただけます。

「大学学学、メルバルの争のにともない、**ご契約のお車**が自力走 「保証」でなったときに生じる次の費用を補償します。 ・臨時宿泊費用:臨時に宿泊せざるを得なかった場合、ホテルや旅館に宿 泊した場合の宿泊費用について、1事故につき1名ごとに1泊1万円 を限度にお支払いします。 ・臨時帰宅費用:合理的な経路および方法により、事故発生地から自宅ま たは当面の目的地へ移動するために負担する交通費について、1事故に つき1名ごとに2万円を限度にお支払いします。 ・搬送・引取費用:事故発生地から自宅近くの修理工場もしくは当社の指 定する場所まで**ご契約のお車**を搬送する費用または事故発生地で修理 完了後自宅まで搬送する費用を、1事故につき10万円を限度にお支払 いします。

	台莱上弗巴特德性约	37.5 th/12 19 24 + 1 / 14 V.n ~ + to 14 7 2	************************************
	弁護士費用補償特約	然な事故) で死亡された場合、 後遠障害 を被られ しくは 適 院された場合、またはそれらの方の所有 る財物に損害を被った場合、相手方との交渉つら のでは 金額をおります。 大田、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日	には管理にかりを除む た場合、大型で大型で大陸で大陸で大陸で大陸で大陸で大陸で大陸で大陸で大陸で大陸で大陸で大陸で大陸で
その他	ファナー () では、) には、) では、) には、) に	記名被保険者またはそのご家族(注 1)の方が、信息をは保険者またはそのご家族(注 1)の方が、信息をな外来の事故(注 2)によってをはいまたは立ともしくは平常の生活ができななり、かつ、医い人院保険金・入院または考払いします。こより保険金をお支払いします。これだし、内の入院・治療に限ります。・通院保険金・通院により医師の治療を受けた場合をお支払いします。ただし、事故の日から60分を限度とします。 (注 1)「家族型」の場合です。「夫婦型」の場合では1)「家族型」の場合です。「夫婦型」の場合です。「注)人身傷害保険のお支払いの対象となる事故をでいている。「注 2)人身傷害保険のお支払いの対象となる事故ます。 ※「ワイドタイプ」は自宅内の事故は補償の5つでは、1000で	の治療を受けた場合、1 事故の日から60日以 3、1日につき1,000円 日以内の通院で、30日 は記名被保険者または 対や就業中の事故を除き
	対物超過修理費用特 約	ご契約のお車を運転中の事故で、相手の車に損害の保険金が支払われる場合において、相手の車の超過したときに、その差額(注)について50万年す。ただし、保険金をお支払いするのは、相手の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理さ(注)ご自身の過失割合分のみが対象となります。	が生じ、対物賠償保険
	搭乗者傷害Wケアを ※搭乗者傷害保険 される場合 にお選びいただけま す。	搭傷医療倍額支払特約 搭集者傷害保険について、ケガの際にお支払いす してお支払いします。 搭傷育英表費用補償特約 満18歳未減の 未婚 の子を扶養している方が事故に 度後遺障害を被り、搭乗者傷害保険のお支払いの 定後遺障害を被り、搭乗者傷害保険のお支払いの につき 500 万円を育英費用保険金としてお支払い ※搭乗者傷害Wケアとは、搭傷医療倍額支払特終 約をあわせた総称です。 ※搭傷顔面部等倍額特約や搭傷死亡等対象外特終 ません。	により死亡されまたは重対象となる場合に、1名 します。 しと搭傷育英費用補償特
	搭傷顔面部等倍額特約 ※搭乗者傷害保険をセットされる場合にお選びいただけます。	補償の対象となるお車に搭乗中の事故により、傷害または「顔面部」の場合、搭乗者傷害保険で支払額(注)にして被保険者にお支払いします。 (注)詳細については 普通保険約款・特約 をご確認 ※搭乗者傷害Wケアや搭傷死亡等対象外特約とのん。	」われる医療保険金を倍 引ください。
	搭傷死亡等対象外特約 終搭乗者傷害保険をセットされる場合にお選びいただけます。	搭乗者傷害保険の死亡保険金および後遺障害保険 し、医療保険金のみをお支払いする特約です。 ※搭乗者傷害Wケアや搭傷顔面部等倍額特約との ん。	
	レンタカー費用特約 ※車両保険をセット される場合にお選び いただけます。	で使用できない間に、被保険者が実際に負担した 払いします。ただし、1日あたりのレンタカー費 険金日額を限度とし、借入日数は30日を限度とし)ます。
	指定修理工場入庫特約 ※車両保険に自動セット	ご契約のお車が損傷し車両保険の保険金が支払れ お車を当社の指定修理工場に入庫して実際に修理 お支払いします。ただし、保険金をお支払いする 理費が保険金額未満となる場合)に限ります。な きましては当社 Web サイトをご覧ください。	がは分損事故の場合(修 お、指定修理工場につ
	他車運転特約 ※自動セット	記名被保険者またはそのご家族の方(注1)が臨 を運転中の賠償等事故(対物)、自損事故物。 ついて、ご契約のお車の賠償保険には、対かり、自復 保険金を設すが、します。ただは、ご契約のお車に自損事故傷害・ 場合に限ります。 (注1)ご契約のお車の自動車保険に、補償される 場合に限ります。 (注1)ご契約のお車の自動車保険に、補償される る特約(運転者年齢限定特約、運転者本人限定 ている場合には、その範囲の方に限られます。 (注2)用途・車種が自家用6章種、ほのおよす当 トン超2トン以下)および特種用途自動車(キャン	野事故または単向事故に 自損事な保険書特約・ 自負動事は保険に優先・して けりに は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
	原付特約 「賠償タイプ」 「賠償・自損傷害タ イプ」 「賠償・人身傷害タ イプ」	記名被保険者またはそのご家族の方が原動機付 以下同様とします。)を所有・使用もしくは管理中 人・対物)に関する事故、または原動機付自転車 事故傷害特約もしくは人身傷害保険に関する事故 イブに応じてご契約のお車の賠償保険(対人・対 人身傷害保険の規定を適用して補償します。	自転車 (供田亩±,対象
	<表>搭乗者傷害保険	医療保険金(部位・症状別払)	(単位:万円)

	、女/ 旧末日 陽古体内 区原体的	· '	HP 1-	7E1A							·	//	,
	部位		顔面部			頸部	胸部、腹 部、背部、 腰部また は臀部		上肢		下肢		全身
症	状·治療日数		を除く顔面部眼および歯牙	眼	歯牙		胸部または	または臀部 腰部	手指を除く	手指	足指を除く	足指	
5 I	日未満の 治療							1					
5日以上の治療	打撲、捻挫、挫傷、擦過傷	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5
	挫創または挫滅創	10	10	-	-	10	10	10	5	5	5	5	15
	骨折または脱臼	60	35	-	-	60	30	60	35	20	60	25	-
	欠損または切断	-	15	-	5	-	-	-	60	25	70	30	-
	筋または腱の断裂(完全に切断 された状態をいいます)	-	-	-	-	-	-		40	25	30	10	-
	神経(脊髄を除く)の損傷または断裂	100	45	50	-	70	-	70	40	25	30	10	-
	脊髄の損傷または断裂	-	-	-	-	100	-	100	-	-	-	-	-
	頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	90	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臓器の損傷もしくは破裂または 眼球の損傷もしくは破裂	-	-	55	-	-	80	-	-	-	-	-	-
	熱傷	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	15
	その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

. 「全身」とは次の区分による6部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。
(1) 頭部 (2) 顔面部 (3) 頸部 (4) 胸部、腹部、背部、腰部または臀部
(5) 上肢 (6) 下肢
※2 胸部または腹部には、胸骨、ろく骨、鎖骨およびけんごう骨を含みます。
※3 この表における治療とは、病院または診療所に入院または通院した治療をいい、5日以上の治療は、5日目の入院または通院の日が事故の発生の日を含めて180日以内の場合に限ります。

- 各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。同一の事故により被った傷害の部位およびその症状が、この表の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われる金額のうち、もっとも高い金額を医療保険金として支払います。

【11】保険金のご請求時に提出いただく書類について 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険金の請求を行う ときは、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。 ※1 ご提出いただく書類には●を付しています。一が付されている場合は、ご提出いただく必要

- ※1 ご提出いただく書類には●を付しています。一が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
 ※2 特約に基づいて次表の補償種類以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。
 ※3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「1. 相手への補償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。
 ※4 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

<保険金請求に必要な書類>										
1. 相手7	ちへの補償		3. お車の補償							
対人 賠償保険	対物 賠償保険	人身 傷害保険	搭乗者 傷害保険	無保険車 傷害特約	自損事故 傷害特約	車両保険				
•	•	•	•	•	•	•				
•	•	•	•	•	•	•				
_		-	-	-	-	•				
•	-	•	•	•	•	-				
•	_	•	•	•	•	-				
•	_	•	•	•	•	_				
•	•	-	-	-	-	-				
-	•	-	-	-	-	•				
•	•	-	-	-	-	-				
•	•	•	_	•	_	•				
•	•	•	•	•	•	•				
•	-	•	•	•	•	-				
-	=	_	-	•	_	_				
•	-	-	ı	I	Π	_				
•	•	•	•	•	•	•				
•	•	•	•	•	•	•				
•	•	•	•	•	•	•				
•	•	•	•	•	•	•				
•	•	•	•	•	•	•				
•	•	•	•	•	•	•				
•	•	•	•	•	•	•				
•	•	•	_	•	_	•				
_	-	-	-	•	-					
	対人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	 賠償保険 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対人 密信保険 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	対人 財債保険 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	対人 対物 人身 搭乗者 無保険車 係害保険 係害保険 係害保険 係害保険 係害保険 係害保険 係害特的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対外 対物 保護 保護 保護 保護 保護 保護 保護 保				

- ■重度の**後遺障害**が生じ意思能力を喪失した等、**被保険者**または損害賠償請求権者に**保険金**または 損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の**親族**のうち一定の条件を満たす方が 代理人として、**保険金**または損害賠償額を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。 当社は、保険金請求に必要な事類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、 **保険金**をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて**保険金**をお支払いします。(注3) (注1)保険金請求に必要な書類は、上記「保険金請求に必要な書類」をご確認ください。「代理 請求人制度」をご利用の場合は、**被保険者が保険金**を請求できない事情を示す書類を示す書類を示す書類を示す書類を示すま物。
 - (注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険金の額の確定のために確認

- が必要な事項をいいます。
 (注3) 必要な事項をいいます。
 (注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害教助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には普通保険的款・特的に定める日教までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
 ■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険的款・特的でご確認ください。

 【12】 ロードサービス、事故対応に付随するサービスについて

ロードサービスや事故対応に付随するサービスは、保険契約とは別に当社がお客さまサービスとして提供するものです。サービスの内容や範囲につきましては、予告なしに変更することがありますので、最新の内容は当社 Web サイトでご確認ください。

個人情報に関する取扱い

-)個人情報の利用目的 本契約で取得した個人情報を、次の目的および下記 (3) に掲げる目的に必要な範囲を超えて利用
- 本条約に取付した個人間再次と、次の日前からして記しりに持つる日前に必要な考別と思うというしません。
 (A) 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供(契約の5]受審査、維持・管理を含みます。)を行うため
 (B) 保険金請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含みます。)・保険金の支払い、保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供を行うため
 (C) 当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため
 (D) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため

- (C) 当社の提携が企業の商品・サービスに関する情報のこ案内のため (D) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため (E) キャンペーン等の抽選やブレゼント・賞品の送付のため (F) その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため 保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、 業務の適切な運営の保保との他必要と認められる範囲に限定します。 (2) 個人情報の提供先 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、 保険金の請求・支払いに関する関係先等に、個人情報を提供する場合があります。 (3) 共同利用 (A) 保険契約の締結または保険金支払いの判断の参考とさせていただくために、損害保険会社等 との間で、個人情報を共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害 保険料率算出機構との間で、個人情報を共同利用します。 (B) 当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社がグループ会社の 経営管理を行うため、同社との間で、個人情報を共同利用することがあります。詳細につきま しては、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社のホームページを ご覧ください。 (4) 当社は、インターネットまたはお電話を通じてご申告いただいた内容を、録音・記録・保存しています。